

議案第 1 1 号

大野市立小中学校給食費徴収要綱案

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立小中学校における学校給食の公会計化及び小学校給食費の無償化に対応し、学校給食費の徴収及び収納に関し必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市立小中学校給食費徴収要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

大野市立小中学校給食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市立小学校及び中学校において実施する学校給食に要する経費のうち、学校給食費の徴収及び収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食をいう。
- (2) 給食費 学校給食の提供に要する経費のうち、学校給食の提供を受ける者が負担すべき経費をいう。

(徴収対象者)

第3条 給食費は、学校給食の提供を受ける児童生徒の保護者、教職員その他教育委員会が必要と認める者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、大野市立小学校に在籍する児童に係る給食費は徴収しない。

(給食費の額)

第4条 給食費の額は、教育委員会が別に定める。

(徴収及び収納)

第5条 教育委員会は、給食費を市の歳入として徴収する。

2 教育委員会事務局長は、市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則（昭和58年規則第

15号) 第3条第1号の規定により補助執行している収入に関する事務のうち、給食費の徴収及び収納に関する事務を学校長に行わせることができる。

3 学校長は、徴収した給食費を教育委員会が定めるところにより市に納入しなければならない。

(納付方法)

第6条 給食費は、口座振替その他教育委員会が定める方法により納付するものとする。

(欠食等の取扱い)

第7条 長期欠席その他やむを得ない事由により学校給食の提供を受けなかった場合の給食費の取扱いについては、教育委員会が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給食費の徴収及び収納に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。